

○指定射撃場の指定の解除

(第9条の2第2項)

改正 平成26年3月20日 平成28年5月9日

平成29年3月22日 令和4年3月15日

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の2第2項
処分の概要	指定射撃場の指定の解除
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項(許可の基準)、第5条の2第2項第2号・第3号(猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)、第9条の2第1項(指定射撃場の指定)・第2項 指定射撃場の指定に関する内閣府令第2条(射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類)、第3条(指定射撃場の種類ごとの区分)、第4条(位置に関する基準)、第5条(構造設備の基準)、第6条(設置者の基準)、第6条の2(管理者の基準)、第8条・第9条(指定射撃場の管理方法の基準)、第14条(指定の解除)
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]